

貸金業務取扱主任者

ガイダンス資料



TAC

貸金業務取扱主任者講座

1. 貸金業務取扱主任者とは

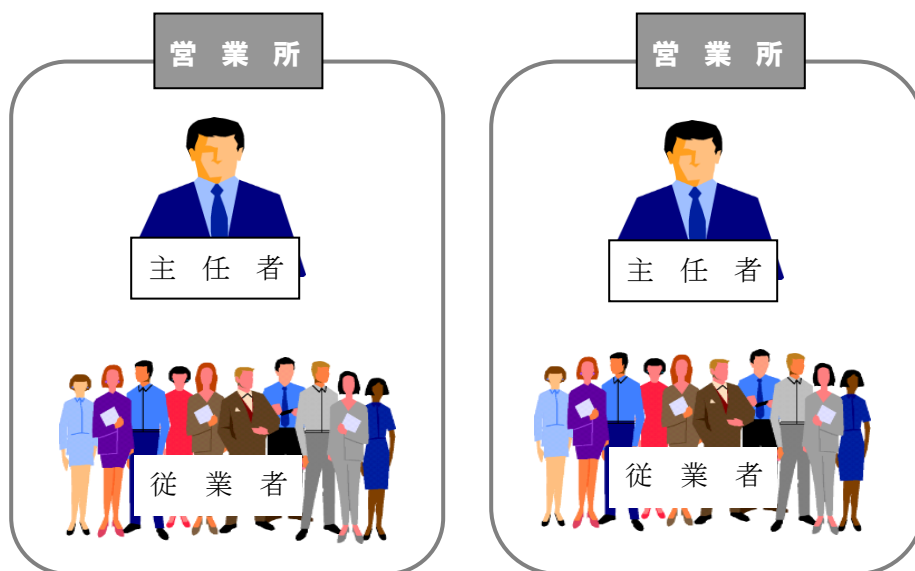
貸金業務取扱主任者とは、**貸金業務取扱主任者資格試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受けた者**をいいます。

貸金業務取扱主任者の制度は、平成 15 年 8 月改正貸金業法で創設されましたが、平成 18 年 12 月改正貸金業法の 3 条施行(平成 21 年 6 月 18 日)から、国家資格である貸金業務取扱主任者の資格試験が開始されました。

平成 22 年 6 月 18 日 以降、貸金業者は貸金業務取扱主任者を法令で定める数、営業所又は事務所毎に設置しなければなりません。

2. 貸金業務取扱主任者の設置

貸金業者は、営業所等ごとに、主任者の数／貸金業の業務に従事する者の数が、**1 / 50 以上**となるように、主任者を設置しなくてはなりません。(法12-3 I)。



3.貸金業者とは

貸金業者とは、**貸金業を営む者のうち法 3 条第 1 項の登録（貸金業の登録）を受けたもの**をいいます（法 2Ⅱ）。

1. 貸金業とは

貸金業とは、貸付けを業として行うことです（法 2Ⅰ）。

2 貸金業から除外されるもの。

次のものは、貸金業法で規制しなくても資金需要者等の利益を損なうおそれがないことから、貸金業から除外されています（法 2Ⅰ）。

【貸金業から除外されるもの】

- ① 国・地方公共団体が行うもの（自治体の中小企業向け融資等）
- ② 他の法律に特別の規定のある者が行うもの（銀行や政府系金融機関の融資、質屋営業等）
- ③ 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- ④ 事業者がその従業者に対して行うもの
- ⑤ 政令で定めるものが行うもの（令 1-2）
労働組合、国家公務員・地方公務員等の職員団体・組合や公益社団法人・公益財団法人、私立学校法等特別の法律に基づき設立された法人等が行う場合です。

4. 貸金業務取扱主任者の仕事

貸金業務取扱主任者は、貸金業の業務に従事する使用人等の従業者に対して、**貸金業に関する法令（条例を含みます）の規定を遵守し、業務を適正に実施するため必要な助言又は指導**を行います（法12-3Ⅰ）。

従業者は、主任者が行う助言を尊重し、指導に従わなければなりません（法 12-3Ⅱ）。



資 格 試 験 資 料**1.試験の実施方法**

試験の実施方法は、次のとおりです。

試験方法	筆記試験
問題数	50 問
出題形式	4 肢択一方式
試験時間	2 時間 (13 時 00 分～15 時 00 分)
試験日	24 年 11 月 18 日 (日)
解答方式	マークシート方式
試験地	札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、 京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄 全国 17 地域 ※受験申込者は希望試験地を選択することができます。 ※試験会場は試験機関で決定し通知いたします。
受験手数料	8,500 円(政令で定められています。)

2.受験手続

郵送申込	申込受付期間	平成 24 年 7 月 2 日 (月) ～9 月 7 日 (金) 当日消印有効	受験手数料振込後、振込用紙の控え(A 払込受付証明書)原本を受験申込書(団体申込の場合は受験申込者一覧)に貼付して、平成 24 年 9 月 7 日(金)迄(当日消印有効)に簡易書留にてご発送願います。
	受験手数料 銀行振込期限	平成 24 年 9 月 7 日 (金)	
インターネット申込	申込受付期間	平成 24 年 7 月 2 日 (月) ～9 月 7 日 (金) 最終日は 17 時 00 分締切	申込は平成 24 年 9 月 7 日(金) 17 時迄となります。希望される受験手数料の支払方法をよく確認のうえ、平成 24 年 9 月 11 日(火)中に振込または決済願います。
	振込期限 ・クレジットカード 決済 ・コンビニ決済 ・指定口座振込	平成 24 年 9 月 11 日 (火)	
受験票発送予定日		平成 24 年 11 月 1 日 (木)	平成 24 年 11 月 8 日(木)迄に受験票が届かない場合は、「受験票の未着」欄をご覧ください。
試験日		平成 24 年 11 月 18 日(日)	
合格発表日		平成 25 年 1 月 11 日 (金)	協会ホームページに合格者の受験番号を掲載します。 合格者に対して、「合格証書」を交付します。

資格試験に関するお問合せ窓口

TEL. 03-5739-3867 (9 時 30 分から 12 時、13 時～17 時 30 分 (土日祝日除く))

3.試験科目と出題範囲

試験科目と出題範囲は、下表のとおりです。 出題範囲として以下に記載されている関係法令は、当該法律の施行令、施行規則を含むものとします。

◆ 法及び関係法令に関すること

関係法令	分野・内容
(1) 貸金業法	全般とする。
(2) 同施行令	
(3) 同施行規則	
(4) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	
(5) 利息制限法	
(6) 貸金業者向けの総合的な監督指針	
(7) 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係） （金融庁）	
(8) 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則	
(9) 紛争解決等業務に関する規則	
(10) 同細則	
(11) 貸付自粛対応に関する規則（日本貸金業協会）	

◆貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

法分野	関係法令		分野・内容
	中心法令	関係法令	
民事法(民法・商法を中心とするその他の関連法令)	(1) 民法		第一編総則～第三編を中心に第四、五編も含む。
	(2) 商法		第一編総則、第二編第一章総則とする。
	(3) 会社法		組織形態、代表権、法人格に関する事項とする。
	(4) 保険法		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
	(5) 手形法・小切手法		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
		(6) 電子記録債権法	全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
		(7) 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	
		(8) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	
		(9) 不正競争防止法	
民事手続法(民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法を中心とするその他の関連法令)	(1) 民事訴訟法		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
	(2) 民事執行法		
	(3) 民事保全法		
		(4) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	
		(5) 民事調停法	

倒産法(破産法、民事再生法を中心とするその他の関連法令)	(1) 破産法		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
	(2) 民事再生法		
		(3) 会社更生法	
		(4) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律	
		(5) 会社法	第二編株式会社第九章清算とする。
刑事法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律を中心とするその他の関連法令)	(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		第一章総則、第二章暴力的要求行為の規制等とする。
	(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
		(3) 刑法	第一編第七章犯罪の不成立及び刑の減免、同第八章未遂罪、同第十一章共犯、第二編第十七章文書偽造の罪、同第十八章の二支払用カード電磁的記録に関する罪、同第二十章偽証の罪、同第三十五章信用及び業務に対する罪、同第三十七章詐欺及び恐喝の罪、同第三十八章横領の罪とする。
		(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律	全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)

【中心法令と関連法令の定義】

「中心法令」とは、貸金業に係る法令のうち、貸金業務取扱主任者がその業務を行う際に必要となる規制等を含む法令であり、出題の中心となるものです。「関連法令」は貸金業の業務に必要な範囲に限定し、中心法令に関連して出題します。

◆資金需要者等の保護に関すること

法分野	関係法令	分野・内容
個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律を中心とするその他の関連法令等）	(1) 個人情報の保護に関する法律	全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	(2) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(金融庁)	
消費者保護法	(1) 消費者契約法	
経済法（不当景品類及び不当表示防止法を中心とするその他の関連法令等）	(1) 不当景品類及び不当表示防止法	
	(2) 「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準（消費者庁）	
貸金業法その他関係法令	(1) 貸金業法、同施行令、同施行規則 (2) 貸金業者向けの総合的な監督指針（金融庁） (3) 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）（金融庁） (4) 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則、紛争解決等業務に関する規則、同細則、貸付自粛対応に関する規則（日本貸金業協会） のうち、資金需要者等の利益の保護に関する部分	全般とする。

◆財務及び会計に関すること

分野・内容	
家計診断	(1) 家計収支の考え方(収支項目・可処分所得・貯蓄と負債)
	(2) 個人の所得と関係書類(申告所得・源泉徴収票等の関係書類)
財務会計	(3) 企業会計の考え方(企業会計原則)
	(4) 財務諸表(損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書・その他)

注) 家計診断及び財務会計には、当分野に関係する法令等(税法、年金関係法その他)が含まれますが、出題は貸金業の業務に必要な範囲とします。

4.出題根拠となる法令の基準日

出題に係る法令等については、平成24年4月1日において施行されている法令等とします。

5.科目別出題数の目安

試験科目	出題数の目安
1. 法及び関係法令に関すること	22～28 問
2. 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること	14～18 問
3. 資金需要者等の保護に関すること	4～6 問
4. 財務及び会計に関すること	2～4 問
試験科目全体	50 問

注) 試験問題数は全体で50問となります。

注) 上記の科目別出題数は目安であり、実際の試験問題数とは異なることがあります。

6.過去の試験実施結果

	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
申込者数	17,780 人	16,254 人	9,908 人	13,547 人	12,300 人
受験者数	16,597 人	12,101 人	8,867 人	12,081 人	10,966 人
合格者数	10,818 人	7,919 人	5,474 人	3,979 人	2,393 人
合格 率	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%
合格基準点	30 問 正解	33 問 正解	31 問 正解	30 問 正解	27 問 正解

7.第3～5回試験出題内容

◆第1編 法及び関係法令

	第5回	第6回
1	用語の定義	用語の定義
2	変更の届出	登録の更新
3	無登録営業等と罰則	変更の届出
4	業務の適切な運営を確保するための措置	廃業等の届出
5	禁止行為	禁止行為
6	極度方式基本契約の調査	保証料の制限
7	広告・勧誘と罰則	金銭の貸借の媒介
8	書面の交付	保証人の返済能力調査
9	保証人に対する書面交付	極度方式基本契約の調査
10	マンスリーステートメント	契約締結前の書面
11	主任者の登録拒否	各種の書面交付
12	上限利率の規制	帳簿の整備
13	上限利率の規制	債権譲渡等の規制
14	業務の委託	開始等の届出
15	債権譲渡等の規制	指定信用情報機関の利用

16	返済能力の調査	個人過剰貸付契約の例外
17	登録の拒否事由	内部管理体制の整備
18	保証契約と返済能力の調査	主任者及び従業者名簿
19	極度額の増額	個人過剰貸付契約の禁止
20	個人過剰貸付契約	広告・勧誘の規制
21	契約変更時の書面交付	契約変更時の書面交付
22	極度方式保証契約と書面の交付	受取証書の交付
23	取立て行為の規制	貸金業者の監督
24	取立ての委託	利息の規制
25	監督処分	みなし利息
26	個人信用情報の提供と同意	特定非営利金融法人
27	みなし利息	広告勧誘に関する規則

◆第2編 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務

	第5回	第6回
28	意思表示	債務不履行の責任
29	代理	連帯債務と相続
30	期間の計算他	連帯保証
31	消滅時効	貸金等根保証契約
32	連帯債務	相殺
33	連帯保証	売買契約の成立
34	金銭消費貸借	相続
35	犯罪収益移転防止法	商行為の代理他
36	相続	各種の倒産手続
37	弁済	意思表示
38	損害賠償	消滅時効
39	約束手形と電子記録債権	質権
40	民事訴訟	弁済
41	債権執行	督促手続
42	民事再生	債権執行

◆第3編 資金需要者等の保護

	第5回	第6回
43	個人データの提供	個人情報安全管理
44	消費者契約法	紛争解決手続
45	景品表示法	個人過剰貸付契約から除かれる契約
46	例外とされる契約	消費者契約法
47	帳簿の整備	消費者信用の融資費用に関する不当な表示

◆第4編 財務及び会計

	第5回	第6回
48	企業会計原則の一般原則	重要な後発事象
49	計算書類等	資力を明らかにする書面
50	源泉徴収票等	損益計算書

8.出題例

【問題1】

貸金業法第13条の2第2項に規定する個人過剰貸付契約に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であって、当該貸付けに係る契約の1か月の負担が当該債務に係る1か月の負担を上回るものは、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ② 不動産の建設もしくは購入に必要な資金又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ③ 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得するものは、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ④ 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の高額療養費（健康保険法所定のもの）を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たらない。

【解答 1】

【問題2】

意思表示に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- ② 強迫による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- ③ 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であり、この意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができる。
- ④ 表意者が、重大な過失により法律行為の要素について錯誤に陥って意思表示をした場合、当該意思表示は無効であり、表意者は、自らその無効を主張することができる。

【解答 2】